インターネット・オークションにおける諸問題

― 名古屋高等裁判所平成20年11月11日〔控訴審〕判決*1 ―

池　田　秀　敏

Ⅰ　事実の概要

1　Ｙ株式会社（被告・被控訴人）は，平成11年から，インターネット上でのオークションを可能とするシステム（以下「本件システム」という）をウェブサイト上に設け，その運営をしている（「Yahoo！オークション」*2）。Ｘら（原告ら・控訴人ら）は，本件システムを利用し，オークションに出品された商品を落札した。ところが，Ｘらは，出品者に商品代金を支払ったにもかかわらず，商品の引渡を受けられないという詐欺被害にあった。本件は，Ｘらが，Ｙが本件システムを提供するにあたって必要な詐欺被害の防止措置を怠ったとして，Ｙに対し，債務不履行並びに不法行為に基づく損害賠償を請求した事案である*3。

第一審の名古屋地方裁判所平成20年３月28日判決*4は，Ｙの責任を否定し，Ｘらの請求を棄却した。そこでＸらが一部控訴し，本判決に至ったものであ

---

*1)　「裁判所ウェッブサイト（http://www.courts.go.jp/）」裁判例情報。

*2)　日本におけるオークションサイトとしては最も規模が大きく，総務省「平成20年版情報通信白書」によると，平成20年１月の利用者数は1592万人である。

*3)　数百名に及ぶ原告による集団訴訟として，社会的にも注目された事案でもある。平成17年の第１事件提訴後，第２事件，第３事件が提訴され，併合後の第一審判決時の原告数は783名であった。なお，Ｘらの主張によると，Ｘらの落札時期は平成12年４月２日から平成17年11月８日までとなっており，かなりの幅がある。

*4)　判例時報1929号81頁，判例タイムズ1293号172頁。評釈として，藤原宏高「インターネットオークションに関する法的考察」NBL883号26頁（2008年）。

る。

2　第一審判決及び本判決が認定した事実によれば，本件システムを利用して行われるオークションの概要は次のとおりである。

本件システムは，出品者がウェブサイト上に商品を出品してオークションにかけ，入札者が希望買取価格で入札し，入札期間終了時の最高買取価格で入札した入札者を落札者とする仕組みを，Ｙが運営するウェブサイト上において提供するものである。そして，落札が決定すると，出品者，落札者の双方にその旨を通知する電子メールが自動的に送信され，出品者側には落札者の連絡先が通知される。その後，出品者が落札者に直接連絡をとり，両者の間で具体的な取引の協議が行われたうえで，代金決済や商品の引渡が行われる。

出品者あるいは入札者として本件システムを利用するには，まず，Ｙに申し込みをして「Yahoo！ JAPAN ID」と称するIDを取得し，さらに，「Yahoo！プレミアム」と称する会員登録を行う必要がある*5。「Yahoo！プレミアム」の会員登録をすると，月額294円（税込み）の会員費をＹに支払うことになるが，これによって，Ｙが提供する本件システムのほか，会員用動画閲覧などのサービスを受けられるようになる。なお，IDの取得のみでは会費等の負担は生じない。出品者からは，出品時に出品システム料，落札時に落札システム料がそれぞれ徴収されるが，入札者，落札者からは，毎月の会員費以外の料金等が徴収されることはない。

本件システムの利用について，Ｙは「Yahoo！オークション　ガイドライン」（以下，「本件ガイドライン」という）と称する一種の規約を設けており，利用者は，特定のウェブページ上で「同意する」等のボタンをクリックする方法でこれに同意している。

Ｙは，本件システムに付随して，オークションに関する様々なサービスを

*5) その後，Yahoo！オークションにおける利用条件は度々変更されており，平成21年6月現在においては，5000円未満の入札については，プレミアム会員登録は要求されておらず，IDのみの取得で可能とされている。

利用者に提供している。そのうちの一つである利用者評価システムは，取引成立後，出品者及び落札者が相互に評価し，その評価に基づくIDごとの評価ポイントが累積される仕組みであるが，入札者は出品者の評価ポイントを参照することができる。

また，Yは，インターネット・オークションを利用した詐欺被害等のトラブルの増加に対応するため，平成14年頃からトラブル事例等の紹介，トラブルを発生させた利用者の預金口座の情報を掲載したウェブページを設け，平成16年からは出品者の郵送住所確認を実施するなどの対策を講じている。

代金決済については，Yは他の業者が提供するエスクローサービス*6の利用を推奨しており，出品者がその利用を認めている場合には，当該オークションにおいてその旨が表示される。ただし，エスクローサービスを利用するか否かは任意であり，出品者が利用を認め，落札者もそれに応じる場合のみ利用できる。

3　第一審においてXらは，本件システムにおいて，Yと利用者との間には仲立契約に類似する契約が成立しているとしたうえで，Yには本件システムを瑕疵のないかたちで提供する契約上の注意義務があると主張した。また，インターネットオークションには，詐欺被害が多発する構造的な瑕疵があり，そのサービス提供者にはサービス内容を改善する義務があるとして，不法行為上の注意義務も主張した。

その具体的な注意義務としてXらが主張したのは，①詐欺被害防止に向けた注意喚起，②信頼性評価システムの導入，③出品者情報の提供・開示，④エスクローサービスの義務付け，⑤補償制度の実施の5つの点であるが，Xらは，いずれも不十分であったとして，Yは契約上または不法行為上の損害賠償義務を負うと主張した。

これに対しYは，本件システムは，利用者に取引の機会を提供することを

*6) エスクローサービスを利用した場合，落札者はサービス提供業者に代金を入金し，商品受け取りが確認された後，その代金が当該業者から出品者に支払われることになる。

中核とするものでで，Ｙは取引の「場の提供者」に過ぎないとしたうえで，利用者間のトラブルについては契約上または不法行為上の責任は負わないと主張した。また，Ｙの免責を定めた本件ガイドラインは，Ｙと利用者との間の利用契約の内容となっており，本件ガイドラインによって免責されると主張した。

４　第一審判決は，本件システムにおける利用契約は，仲立ちとしての性質を有するものではないとの判断を示しつつも，ＹはＸらに対し，「欠陥のないシステムを構築して本件システムを提供すべき義務を負っている」として，Ｙに当該契約に基づく信義則上の注意義務があることを認めた。

しかし，Ｘらが主張したＹの具体的な５つの注意義務のうち，第一審判決が認めたのは前記①詐欺被害防止に向けた注意喚起のみであり，②から⑤の注意義務の存在は否定された。そして，同判決は，①詐欺被害防止に向けた注意喚起についても，Ｙは時宜に即して相応の注意喚起措置をとっていたとの事実認定に基づき，義務違反は認められないとして，Ｘらの請求は理由がないと結論付けた。

なお，Ｙが主張していた本件ガイドラインによる免責について，第一審判決は，本件ガイドラインが利用契約の内容となっていると認めているが，Ｙの注意義務違反自体が否定されたことにより，争点となっていた免責条項の有効性についての判断は示されていない。

５　この判決に対し，Ｘらは一部控訴し，第一審における主張を敷衍するとともに，出品者情報の開示に関する法的根拠について，次の２点を追加して主張した。

一つは，仲立人として，氏名などを他方当事者に報告すべき義務である（商法546条１項）。もう一つは，古物競りあっせん業者として，出品者の真偽確認の措置をとるべき義務である（古物営業法21条の２）。

II　判旨

本判決は，Ｘらの請求はいずれも理由がないとして控訴を棄却した。その

理由については，第一審判決の判断を全面的に引用しているが，Ｋらが追加した主張に対する判断要旨は次のとおりである。

１　仲立人としての義務（含：売買契約の成立時期）

本判決は，まず，本件システムにおける出品者と落札者との間の売買契約の成立時期について検討を加えており，次のように述べている。

落札後において「落札者は，出品者からの連絡を待ち，交渉をすることになるが，この交渉は，両者が直接電子メール等を使用して行い，被控訴人はこの交渉に何ら関与することはない。この交渉の結果，出品者と落札者が合意に達すれば，商品の受渡し及び代金の支払がされることになる。しかし，合意に達しなければ，出品者は，落札者の意思に関わりなく出品を取り消すことができ」，「他方，落札者も，落札後落札を辞退することが可能であり，この場合には，出品者が，最高額落札者を取り消すことになる」。「以上の認定事実に照らすと，落札されても，出品者も落札者もその後の交渉から離脱することが制度上認められており，必ず落札商品の引渡し及び代金の支払をしなくてはならない立場に立つわけではない。そうすると，落札により，出品者と落札者との間で売買契約が成立したと認めることはできず，上記交渉の結果合意が成立して初めて売買契約が成立したものと認めるのが相当である。」

つまり，落札時に売買契約が成立するわけではなく，契約成立はその後の当事者間の交渉の結果であるとしている。そのうえで，この契約成立におけるＹの関与については，次のように述べている。

「本件においては，被控訴人は，上述のとおり，落札後の出品者，落札者間の上記交渉の過程には一切関与しておらず，何ら，出品者と落札者との間の売買契約の締結に尽力していない。確かに，被控訴人は，本件システムを運営しているが，出品者は自らの意思で本件システムのインターネットオークションに出品し，入札者も自らの意思で入札をするのであり，被控訴人が，その過程で両者に働きかけることはない。そして，落札者は，入札者の入札価格に基づき，入札期間終了時点の最高買取価格で入札した者に対し自動的

に決定され，その者に，自動的に電子メールで通知が送られる。この過程は，本件システムのプログラムに従い自動的に行われており，被控訴人が，落札に向けて何らかの尽力をしているとは認められない。」

このように本判決は，落札までの過程においても，その後の当事者間の交渉過程においても，契約締結に尽力しているものではないとした。そのうえで，Ｙは「出品者，落札者間の売買契約における仲立人（あるいはそれに類似した立場）であるとは認められず，被控訴人が民事仲立人であることを前提とした控訴人らの主張は，その余の点を判断するまでもなく理由がない。」として，Ｙにおける仲立人としての義務を否定した。

2　古物競りあっせん業者としての義務

本判決は，古物営業法21条の２が規定する「古物競りあつせん業者は，古物の売却をしようとする者からのあつせんの申込みを受けようとするときは，その相手方の真偽を確認するための措置をとるよう努めなければならない」との努力義務が，Ｙに課せられていること自体は認めた。

しかし，本判決は，同条は「出品者情報の真偽を個別に確認する義務を課してはいない」とし，Ｙが平成13年から口座振替による認証，通常のクレジット・カード認証を行い，平成16年７月に郵送住所確認，平成18年11月に配送本人確認を導入してきたことから，「この努力義務を果たしていると認められる」との判断を示した。

Ⅲ　研究

本件は，オークション詐欺におけるインターネット・オークション事業者の責任が問われた事案であるが，その主たる争点に関する判断については，第一審ですでに出尽くした感があり，本判決の判断のほとんどは，第一審判決の引用によるものである。ただ，本判決では，その主たる争点に関する判断過程において，利用者と当該事業者間の契約の性格，出品者と落札者間の売買契約の成立時期に関する検討が加えられている。これらはインターネット・オークションを巡る法律問題の主要な論点であり，高裁レベルにおける

初の判断としても注目に値する。そこで，オークション事業者の責任という主たる争点に検討対象を限定せず，これら全体の論点について考察を加えてみたいと思う。

1　本件システム利用契約の性格

本件においては，第一審，控訴審を通じて，Ｙにおける注意義務の基礎となる契約の性格が争点となった。Ｘらは，Ｙと利用者との間の契約は仲立契約に該当するとしたうえで，Ｙには準委任における善管注意義務，請負人類似の注意義務があると主張してきた。この主張に対し，本判決は，Ｙは契約締結に尽力しているとは認められないとして，仲立人には該当しないと応えたものである。

そこで，Ｙと利用者との間の契約内容を検討してみると，基本的には，本件における契約は本件システムの利用契約であり，Ｙが本件システムを提供し，利用者がその利用の対価として所定の利用料を支払う権利義務関係が発生していると考えられる。Ｙが負うべき本来的な債務は，本件システムを，一定の技術的水準を保持しつつ支障なく利用者に提供することにあると言える。

提供されるべき本件システムは，契約の目的からして，当然，オークションを成立させる機能を備えていなければならず，したがって，本件システムは利用者間における売買契約成立に向けられたあっせんの機能を有している。その意味では，Ｙは，本件システムの提供を通じ，オークションによる売買契約成立のため尽力していると言える。問題は，このようにコンピューターシステムの提供を通じてあっせんをする者についても，Ｘらが主張したように，商法における仲立人に関する規定や民法における準委任の規定が適用されるか否かである。

一般に仲立人とは媒介をする者のことであり（商法543条），媒介とは周旋，あっせんを意味する。インターネット・オークション事業者は，出品者と入札者との間の取引を媒介するシステムを提供しており，広い意味では一種の仲立人と呼ぶこともできる。実際，古物営業法は，「古物の売買をしようと

する者のあつせんを競りの方法（政令で定める電子情報処理組織を使用する競りの方法その他の政令で定めるものに限る。）により行う営業」（同法２条２項３号）を規制対象とし，Ｙのようなインターネット・オークション事業者は，「古物競りあっせん業」に該当するものとされている（同施行令３条）。

しかし，そのことから直ちに，民商法の規定が適用されることにはならないと考えられる。

例えば，取引成立に向けられたコンピューターシステムの例としては，証券取引所において株式の売買を取り次ぐシステムがあるが，システム提供者とシステム参加者との間のシステム利用契約は，従来から仲立契約ではないと理解されている*7。

そもそも民商法における仲立人や準委任の規定は，人的な信頼関係を基礎とした役務提供を前提とした規定である。確かに，本件システムの提供は，本判決が「本件サービス」と表現し，また，Ｙ自身も本件ガイドラインにおいて「誰でも参加することができるサービス」*8と位置づけているように，サービスすなわち役務の提供の性格を帯びていることは否定できない。しかし，サービスという概念は多義的であって*9，こうした言葉上の表現が法律上決定的な意味をもつわけではない。民商法における役務提供型の典型契約は，あくまでも人の行為をもってなされる「サービス」が提供されることが前提であり，何らかの形で「人手を貸す」*10ことが本来的な債務となっている場合のものと考えられる。本件システムの提供は，コンピューターシステムが自働的に情報を処理し，利用者間の意思表示をも自働的に伝達するものであって，およそ民商法が想定していた役務提供とは異質のものと言える。

Ｘらは，落札時の「落札通知メール」は使者として売買の意思表示を伝達するものであり，また「自動入札システム」は入札者に代わって入札を行うものであるとし，これらの本件システム上の機能をもって，Ｙは売買契約成

*7) 江頭憲治郎『商取引法〔第５版〕』214頁（有斐閣2009年）

*8) http://auctions.yahoo.co.jp/html/guidelines.html

*9) 中田裕康「現代における役務提供契約の特徴（中）」NBL579号33頁。

*10) 大村敦志『基本民法Ⅱ〔第２版〕』128頁（有斐閣2005年）

立に尽力する事実行為を行っていると主張していた。これに対し，第一審判決及び本判決は，これらの機能が自働的になされるものであることを指摘し，尽力をしているとは認められないとの判断を示している。両判決の趣旨は，コンピューターシステムによって自働的に処理される「サービス」は，民商法上の典型契約における役務提供にはあたらない，というところにあったものと思われる。

やはり，Ｙと利用者との間の契約関係は，本質的には本件システムの利用を目的とするものであって，民商法上の役務提供型契約の規律は妥当しないと考えられる。Ｙに限らず，一般にインターネット・オークション事業者が仲立人に該当することはなく，仲立人に該当すると認定されるには，コンピューターシステムの提供だけでなく，人手によるさらに踏み込んだ内容の役務提供がなさた場合に限られると言えるだろう。

2　インターネット・オークションにおける売買契約の成立時期

本判決においては，Ｙが仲立人に該当するか否かの争点に関連し，インターネット・オークションにおける売買契約の成立時期についての判断が示されている*11。本判決は，落札時における売買契約を否定し，落札後の当事者間の交渉の結果としてはじめて売買契約が成立することを明確に判示した。これはＹの責任の有無に直接関連するものではないが，インターネット・オークションにおける法律問題として重要な論点である。

(1)　本判決と「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」

一般にインターネット・オークションにおける売買契約の成立時期については，システム上の機能や約款等が，システムを提供する事業者によって様々であり，一律にその時期を論じることができない問題である。また，本件システムの提供について，Ｙは約款や本件ガイドラインを設けているものの，出品者と落札者との間の売買契約がいつ成立するかについては，あいま

*11) 第一審判決は，落札メールが送信された後「出品者及び落札者の間で具体的な取引に関する協議が行われ，売買契約が成立する」としており，本判決と同趣旨とも考えられるが，契約成立時期は明確には示されなかった。

いな表現をしているに留まり（この点については後述のとおり），少なくとも成立時期を明示した規定は存在していない。

したがって，経済産業省が公示している「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」（以下，「準則」という）が述べているように，「個々の取引の性質を考慮して当事者の合理的意思解釈により判断される」*12と言うほかはない。本判決も，本件システムの利用による取引過程を分析することで，いつの時点で当事者が契約上の権利義務に拘束するかという観点から判断を示しており，本件システムに即した個別具体的な判断を示している。

準則は，落札時に契約が成立すると解される例として，「出品者が出品時の商品説明は売却条件で相手方を問わず落札者に売却することを前提に出品し，落札者がかかる出品条件に従って落札価格で購入することを前提に落札している場合，すなわち出品者及び落札者が落札時の取引条件に拘束されることを前提にインターネット・オークション取引をしている場合。」を呈示しており，一方，落札時には契約が成立しないと解される例として，「出品者及び落札者が，出品者によるインターネット・オークション上での商品説明を単なる広告・宣伝であると認識し，落札時の諸条件（落札価格，商品説明等）に拘束されず，インターネット・オークション終了後に取引条件を自由に交渉できることを前提に取引している場合。」を呈示している。

本判決は，本件システムによる取引過程を分析し，落札が決定した後に出品者と落札者が交渉に入り，そこで合意に至らなければ交渉から離脱可能であることを重視し，売買成立時期は交渉後の合意成立時期となるとの判断を示したものである。準則によって呈示されている判断枠組みに即して言えば，上記２つの例のうち，本件における取引は後者の例にあたるというのが，本判決の判断であった。

(2)　本件システム利用者における当事者の意思

しかし，このような判断が，果たして当事者の意思と合致するものであるかは，疑問が残るところである。

*12) 経済産業省「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」平成20年８月改訂版58頁。

本件システムにおいて，出品者は，商品を出品するにあたって「開始価格」を設定する必要があり，また，有料のオプションとして「最低落札価格」の設定も可能である*[13]。そして，「開始価格」や「最低落札価格」を下回る金額で入札があったとしても，落札は成立しないことになる。つまり，出品者は，一定の金額以上の入札があったときに限って，当該商品を売ることが可能となっている。そのため，この出品という行為において，自ら指定した金額以上であれば当該商品を売る旨の出品者の確定的な意思を認めることができる。

一方，入札者は，「最高落札価格」を設定して入札を行うが，最初の入札者については，最高落札価格によって入札されるわけではなく，その金額以下で，かつ入札可能な最低の金額が入札額となる。その後，他の入札者が現れた場合には，複数の入札者の間で，それぞれが指定した「最高落札価格」を限度に，本件システムに組み込まれた自動入札システムによって入札が行われる。ここで示されている入札者の意思は，「最高落札価格」以下の金額であれば，当該商品を買うというものと理解することができ，ここにも，その旨の確定的な意思を認めることができる。

そして，入札期間が終了すると，その時点で最高額の入札をしていた者が落札者となり，当該金額が落札価格となるが，ここで決定される落札価格は，出品者が指定していた金額以上のものであり，かつ，落札者が指定していた金額以下のものである。したがって，出品者も落札者も，その範囲の金額であれば，それぞれ売る，買うとの確定的な意思を有していたのであるから，その金額が確定した落札の時点で，売買契約における意思の合致が認められるのではなかろうか。

本件において，Ｘらは，落札後，出品者あるいは落札者が落札価格以外の価格での取引を望んだ場合，利用者評価システムにおいて，相手方から悪い評価がなされることを指摘しているのに対し，本判決は，落札価格は交渉の

*[13] 出品や入札が具体的にどのようになされるかについては，袖山満一子『ヤフー・オークション公式ガイド2009』（ソフトバンク・クリエイティブ2009年）参照。

前提に過ぎないと位置づけている。しかし，相手方から悪い評価がなされるということは，利用者が，本件システムにおいて，取引は落札価格によって行われなければならない，とのルールが存在することを認識していることの現れである。しかも，落札後に落札が取り消された場合には，本件システムは自働的に悪い評価を付ける。落札者の都合による取消しであれば落札者に，出品者の都合によるものであれば出品者に悪い評価が付けられることになるのである。落札価格には拘束力があるというのが，利用者が共有する規範意識と言うべきであろう。

また，本判決は，落札後の当事者間の「交渉」に着目しているが，その段階で落札価格の変更を含めた交渉がなされることは希である。確かに，落札後，本件システムによって当事者にメールが自動送信され，その後は当事者間で連絡を取り合って具体的な商品の送付方法，代金の支払方法について話合いをすることになる。しかし，その話合いの内容は，落札者による商品の送付先の指定，商品送付をどの運送業者に依頼するかといった送付方法の決定，現金書留によるか銀行振込によるかといった支払方法の決定に関するものが主である。これらは，すでに契約が成立していることを前提とした，履行方法に関するものであって，契約成立に必須な要素を含んでいるわけではない。

これらの利用者の認識や取引過程の実情をみる限り，とくに出品者が特別の条件を付していない限りは*14，落札時において売買契約が成立するとみるべきであろう。

(3)　本件システムにおける申込みと承諾

競売や入札のように，一方当事者に競争をさせることで，有利な条件をもって契約を締結する方法は，競争締結と呼ばれる。従来，この契約締結方法による契約成立については，その申出が契約の「申込」に該当するのか，あ

*14) 例えば，本件システムにおいて，落札者は，一定の金額以上の入札があった場合に入札終了前に落札が決定する「即決」と称するオプションを設定できるが，その場合，開始価格と即決価格が同額であれば，落札者は値下げ交渉が可能となる。また，値下げ交渉が可能なオークションについては，その旨が明示される。

るいは「申込の誘引」に過ぎないのかが議論されてきた*15。すなわち，競争締結の申出が「申込」であれば，競争者側の入札が承諾となり，競落時に契約が成立する。一方，「申込の誘引」に過ぎなければ，競争者側の入札が「申込」となり，競争締結の申出を行った者による競落を認める旨の承諾があってはじめて契約が成立することになる*16。

そして，申込か，その誘引に過ぎないかは，競争締結の申出者が一定の価格以上であれば売る旨の確定的な意思を有していたか否かによるから，従来の議論では，申出者によって最低価格が示されたか否かが重要なポイントとされてきた。そのため，最低価格が示されていれば確定的な意思が認められるものとして申込にあたり，示されていなければ申込の誘引に過ぎないとされてきたわけである。

こうした競争締結を巡る議論は，インターネット・オークションにおける法的分析にも受け継がれている。学説上，約款が整備されていない場合には，最低落札価格が出品者によって設定されており，その旨入札者に認識できるようになっている場合に限り出品は申込となるが，そうでない限り出品は申込の誘引であるとの見解が示されている*17。

本件ガイドラインをみてみると，「出品された商品の落札に基づいて売買契約が成立した場合には，双方の利用者は成立した売買契約に従って取り引きを完了する義務があります。」との一文に続けて，「入札によって取り引きの申し込みの意思表示が出品者に到達することに照らせば，一方的な入札の撤回は制限されることになります。一方，落札後は契約締結に向かう当事者として信義誠実の原則に従って行動する責務はありますが，相手方に対し一

---

*15) 三宅正夫『契約法（総論）』20頁以下（青林書院新社1978年）。

*16) ドイツ民法156条は，競売による契約は競落によって成立する旨を規定し，買受の申込は，他のより高価買受の申込があった場合または競落がなされなかった場合には効力を失うとしている。

*17) 河野俊行「インターネットオークションの法的分析（２・完）」NBL733号74頁（2002年）。なお，河野教授は，「開始価格」はノミナルなものに過ぎない場合が多く，法的にはさしたる意味をもたないと解すべきとされる。

方的な成約や履行を迫るような行為はYahoo！オークションガイドラインの趣旨に反します。」とある。このような表現をみてみると，本件ガイドラインは，契約成立時期についての明言を避けつつも，入札は承諾の意思表示ではなく「申し込み」であって，落札は「成約」を意味しないという立場をとっているようである。

しかし，出品が申込の誘引に過ぎないとすると，物品販売業者が出品した商品について一般消費者が入札したようなケースを考えてみた場合（実際このようなケースが多数ある），一般消費者による入札が申込となってその撤回が制限される一方，物品販売業者側はそれに応じるか否かは自由ということになる。そうすると，一般消費者が低価で落札できたとしても，物品販売業者側は落札後に販売価格を釣り上げ，相手がそれに応じなければ交渉を打ち切ることも可能という結論になってしまう。

契約の成立が，当事者の意思の合致を本質とするものであるならば，ここでも申込と承諾というプロセスが存在するという前提を置き，あえてそのプロセスにあてはめて考える必要はないと考える。むしろ申込と承諾という形式にこだわることなく，意思の合致に至るまでのプロセスのありのままを分析することが必要なのではないだろうか。

前述したとおり，出品者には，開始価格または最低落札価格以上であれば当該商品を売る旨の確定的な意思を認めることができる。また，入札者には，最高落札価格以下の金額であれば当該商品を買うという確定的な意思を認めることができる。ただし，出品と入札があった段階では，まだ売買代金の金額も定まらず，買主も特定されていない。本件システムは，オークションにおける一定のルールのもとで，開始価格または最低落札価格から最高落札価格までの範囲内において売買代金額を決定し，落札者を買主として特定するものである。出品者は，売買代金額の決定と買主の特定を，入札者は売買代金額の決定を，それぞれ本件システムに委ねていると言える。

その意味では，本件システムは双方代理の構造に類似する面があるが，インターネット・オークションの特質は，売買代金額の決定と買主の特定が，

代理人の意思表示によってではなく，プログラムによって自働的になされるところにある。むしろ，本人同士による対話者間の意思表示がプログラムによって自動化されていると捉えた方がよいのではなかろうか。契約の要素となる事項の確定が，プログラムの自働的決定に委ねられるという，特殊なプロセスを含んでいるため，どちらの側の意思表示が売買契約の成立を決定づける承諾にあたるか，というアプローチは，あまり意味をなさないと考えられるのである*18。

そうしてみると，問題の核心は，本件システムによって示される落札時の最終決定に，当事者があらかじめ拘束される意思を有していたか，という点にあると言える。結局，当事者の合理的意思解釈という議論の出発点に立ち返ることになるわけであるが，落札時に法的拘束力のある売買契約が成立すると認識しているのが一般的な参加者の意識だと考える。

本件ガイドラインは，前述のとおり，落札後に一方的な成約を要求することはガイドラインの趣旨に反するとしているが，しかし一方で，入札の撤回は制限され，落札後は信義則上の責務を負うとしている。落札の取り消しに対し，前述のとおり，自働的に悪い評価が与えられるのは，この責務に反するためであろう。Ｙの基本的なスタンスは，当事者間の契約の成否や履行の有無については関知しないというものである。契約が落札によって成立するか否かについての明言を避けているのはそのためと推察されるが，その一方では，本件ガイドラインによって，一応適正な取引がなされるよう利用者を誘導している。また，取引の適正化は，本件システムによって自働的に付される悪い評価によってもなされているとみることができる。そして，こうした誘導の結果として生じている利用者間の一般的な規範意識は，落札時に契

*18) インターネット・オークションにおける契約の成立が争点となったドイツ連邦通常裁判所2001年11月７日判決が，右近潤一「インターネット・オークションにおける売買契約の締結とその効力」（同志社法学54巻１号312頁）によって紹介されている。同判決は，下級審が申込と承諾による契約の成否を検討してきたのに対し，どちらの意思表示が申込であり承諾であるかということは，法律効果とは無関係であるために考える必要がないとの判断を示しつつ，契約成立を肯定している。

約が成立するというところにあると考えられるのである。

(4)　本件システムにおける意思表示の到達

このように，落札時における契約の成立を認める考え方をとった場合，電子契約法が隔地者に対する意思表示について到達主義を採用していることから（同法４条），契約成立に向けられた意思表示の到達の問題が生じる。

そのため，インターネット・オークション事業者を，意思表示の受領代理人と解する必要性が指摘されているところである*19。

しかし，インターネットはそれ自体が情報伝達の手段であって，インターネット上で利用に供されるオークションのシステムは，利用者間の情報伝達の自動的な機能を有している。出品や入札における利用者の意思表示は，インターネット・オークション事業者が管理するシステム上に電磁的に記録されるに過ぎず，当該事業者は，利用者にかわって郵便受けを設置している程度の関与しかしていない。

そもそも，意思表示の「到達」（民法97条１項）とは，相手方における現実の了知のみならず，了知の可能性を含む概念であり，意思表示が相手方の勢力圏内（支配圏）内におかれればよいと理解されている*20。そのため，電子メールによる意思表示の到達は，受信者の使用に係る又は使用したメールサーバー中のメールボックスに読み取り可能な状態で記録された時点であると解される*21。そうしてみると，受領代理という構成によらずとも，インターネット・オークション事業者が提供するシステムに参加者の意思表示が記録されることによって，その意思表示が到達すると捉えることが可能である。

本件システムについてみてみると，ID を取得した参加者は，それぞれ個別の「Yahoo！オークション―マイ・オークション」と称するウェブページが割り当てられる。参加者は，このページを自ら管理し，閲覧することに

*19) 前掲・河野論文75頁。また，前記ドイツ判例は，当事者相互の意思表示が，受領代理人であるオークション事業者に到達したことをもって，契約成立を認めている。

*20) 最高裁昭和36年４月20日判決（民集15巻４号774頁）。

*21) 前掲・経済産業省「準則」３頁。

よって，出品，入札，落札の状況を随時知ることができるのである。本件システムは，情報の伝達機能の面からみると，メールサーバーと同様の機能を備えていると言える。

したがって，本件システムに記録された出品や入札にかかる意思表示は，こうして参加者が個別に管理可能なウェブページに表示されるのであるから，その記録をもって意思表示は相手方に到達しているとみてよいと考えられるのである。

仮に受領代理と構成したとすると，オークションサイトのシステム障害によって，参加者がウェブページを閲覧できない状態であったとしても，理論的には意思表示の到達を認めざるを得ない場合が生じてしまうのではないだろうか。意思表示にかかる情報がいったんシステムに記録さえされれば，その情報が消滅したり，参加者に伝達不能なシステム障害が起きたとしても，インターネット・オークション事業者自身はこれを「受領」していることになるからである。

その意味でも，システムを通じた相手方への直接的な意思表示の到達がなされることを前提に，個別の事案ごとにその有無を検討すべきであろう。

3　インターネット・オークション事業者の責任

⑴　信義則上の注意義務

第一審判決は，Ｙの契約上の義務について，本件利用契約は仲立等の性格を有するものではないとしてＸらの主張を退けつつも，「本件利用契約における信義則上，被告は原告らを含む利用者に対して，欠陥のないシステムを構築して本件サービスを提供すべき義務を負っているというべきである」と判示し，Ｙにおける信義則上の義務の存在自体は認めている。本件判決も，第一審判決の理由部分をそのまま引用していることから，同じ立場に立つものと考えられる。

本件システムの利用契約において，Ｙが負っている中心的債務は，本件システムを一定の技術的水準の下で利用者の利用に供することである。仮に，本件システムに機能障害が生じ，誤った商品情報が掲示されたり，入札額に

誤りが生ずるなどして，オークションの進行に支障を来すような事態が生じたとすれば，当然，Ｙに債務不履行責任が生じる。しかし，本件利用契約が，出品者の発信する商品情報の適正さや，売買契約の履行の確実性を保証する契約でないことは確かである。本件ガイドラインは，「商品の品質，安全性または適法性」「商品説明の掲載内容の信頼性もしくは精度，出品者が提示する商品を実際に販売することができるかどうか」について，Ｙは「いっさい保証しません」と定めている。この免責条項の有効無効はさておき，少なくとも，Ｙがこれらの事項について保証する旨の契約となっていないことは明らかである。

とはいえ，一般に，契約当事者は，契約上の中心的な義務のほか，付随義務として，その相手方に損害を与えない信義則上の義務があると考えられる。本件判決は，そのような付随義務としての信義則上の義務を肯定したものである。インターネット・オークション事業者に，このような義務が認められること自体はあまり異論はないものと思われる。

問題は，その具体的内容や注意義務の程度ということになるが，その検討の前提として，ここでまず，いくつかの点を確認しておきたい。

まず，上記免責条項についてであるが，被害を受けた利用者が消費者契約法上の「消費者」（同法２条１項）であれば，同法８条１項が本件利用契約に適用されることから，本件ガイドラインが契約内容となっていたとしても，この免責条項は無効とされる*22。

また，プロバイダー責任法との関係であるが，同法３条１項による責任制限は，名誉毀損や著作権侵害等を典型例とする「情報の流通」によって権利侵害された場合の規定である。本件のようなオークション詐欺は，情報の流通自体によって権利侵害が生じるわけではなく，取引に入って売買代金を支払うことによって被害が生じるため，同条項の適用はない。

したがって，Ｙの責任の有無は，もっぱら信義則上の義務内容によって決

*22) 本件においては，Ｘらが「消費者」に該当するか否かの事実認定がなされていないため，この点明らかではないが，ほとんどが「消費者」に該当するものと推察される。

せられると考えてよい。

(2)　本件利用契約と注意義務との関係

では，Ｙは，オークション詐欺を防止するため，いかなる手段を講じるべきなのだろうか。

オークション詐欺を防止するための措置として，Ｙが取り得る手段としては，大別すると，Ｙが取引に介入したり参加者に義務を課す方法，問題のあるオークションを排除する方法，参加者に注意を促す予防的な方法とが考えられる。

このうち，Ｙが取引に介入したり参加者に義務を課す方法としては，例えばＹが商品や代金をＹが預かったり，個別のオークションについて逐一審査するような方法が考えられる。また，Ｘらが主張していたものとしては，第三者機関の信頼性評価システムの導入やエスクローサービス利用の義務付けといった方法がある。しかし，こうした方法における一般的な問題を考えてみると，その方法をとるためには，あらかじめ利用契約において，介入の程度や義務付け内容が定められている必要がある。そして，その内容については，本来，契約当事者が自由に決定できる事項である。

Ｙの基本的なスタンスは，本件におけるＹの主張にみられるように，取引の「場の提供者」であって，参加者間の取引の成否や履行には関知しないというものである。それだからといって，責任を一切負わなくてもよいことにはならないせよ，Ｙの立場をこのように捉えること自体は誤りではないと考えられる。本件ガイドラインは，そのような前提で定められており，参加者自身も，取引の相手方がＹではなく[*23]，出品者あるいは落札者であることを理解しているのが通常であって，Ｙを「場の提供者」と捉えているはずである。Ｙが取引の「場の提供者」であるという位置づけは，利用者とＹとの

[*23] 神戸地裁姫路支部平成17年８月９日判決（判時1929号81頁）は，原告が被告のインターネット・オークション事業者の責任根拠として，旧商法23条（名板貸の責任）の類推適用を主張したのに対し，取引相手が出品者か被告かについて，「識別困難とさせるような状態を被告が作出したと認めるに足りる証拠はない」として，この主張を退けている。

間の合意によって決定づけられたものであって，本件利用契約の内容をなしていると言える。また，参加者は，本件利用契約によって定められたルールに基づいて，この「場」を利用する権利と義務を有するのであるから，その契約において定めのない役務提供等の義務を負うことはない。

そうしてみると，Yが取引に介入すべきだという注意義務や，参加者に一定の義務を負わせるべきだという注意義務は，一般には肯定することができないと考えられる。

もっとも，Yは，約款や本件ガイドラインの改訂によって，契約上の権利義務内容に変更を加える権能を有しており*24，オークション詐欺による被害の状況に応じて，一定のルール変更をすべきだった，という意味での注意義務を肯定することは可能である。しかし，それは，相手方の同意なく一方的に契約上の権利義務関係に変更を加える手段であるから，完全に自由な変更が許されるわけではなく，一定の合理性のある変更でなければならない。こうした法律上の制約がある以上，ここで検討されるべき注意義務も，その制約を超えることはできないことになる。

とくに，利用者に新たなコスト負担を求めるような権利義務関係の変更は慎重になされなければならないと考えられる。ところが，Xらが主張した第三者機関の信頼性評価システムの導入やエスクローサービス利用の義務付けといった方法には，一定のコスト負担が伴う。Yが商品や代金を直接預かる方法も同様である。この種のコストは，何らかのかたちで利用者が負担することになるが，より低コストな商品取引を望むか，より安全なシステムを望むかは，利用者によって判断が異なるはずである*25。その一方がより合理的であり，他方が合理的でないという判断を下すことは困難であろう。そう

*24) 利用規約には「本規約の内容は，必要に応じて変更することがございます」との文言がある。

*25) もともと本件システムは，無償で利用者に提供されていたものであったが，平成13年に有償化された経緯がある（その後一部無償化）。その有償化とともに，犯罪防止のための本人確認措置がとられ，補償制度も導入された。しかし，この有償化については，第一審判決が指摘するように「利用者に反発が起こった」と言われている。。

してみると，その一方を選択しなかったという不作為を理由として，Ｙの責任を問うことはできないと考えられる。

また，問題のあるオークションを排除する方法についても，同様の限界があると言える。

本件利用契約上，Ｙが負担している中心的な債務は，参加者に対し，インターネット・オークションのために本件システムの利用を提供することにある。問題のあるオークションを排除することは，Ｙの中心的な債務の履行を拒否することを意味する。排除すべき注意義務を肯定することは，同時に，債務不履行を肯定することにもなり，ここでも，排除か債務の履行かのどちらかを選択しなかったことをもって，責任を問うことは難しいと言える。

しかも，それが通常の出品なのかオークション詐欺なのかを事前に判別することには困難を伴うはずである。名誉毀損や著作権侵害のように，情報の流通そのものが権利侵害を来す類型における違法性であれば，情報自体からある程度の疑わしさを認識することは可能である。しかし，オークション詐欺の場合，当該商品の存否や出品情報の真偽を確認しない限り，その判定をすることができない。さらには，仮に出品情報通りの商品が存在していたとしても，出品者が詐欺の意図をもっており，当該商品を引き渡さなければ被害は生じてしまう。そうした内心に秘められた悪しき意図の判定はほぼ不可能であって，詐欺の危険性を発見することは非常に困難である。

この点については，低コストで危険性のある出品情報を自動検索できるシステムが構築可能だとする指摘もあるが[*26]，ある程度危険性が発見できるとしても，その発見後にＹがとるべき措置には限界がある。参加者は，本件利用契約上，オークションを実施する権利を有しているが，オークションを強制的に中止するとすれば，その権利を否定することになる。中止という強行手段によるのではなく，仮に参加者らに警告を発するにしても，当該オークションに詐欺の疑いがあるとの警告が発せられれば，実質的には強制中止

*26) 銭瀝陽「インターネット・オークション運営者の責任」ジュリスト1366号166頁（2008年）。

と同じである。しかも，中止にせよ警告にせよ，当該出品者は，詐欺の疑いのあるオークションを行った者として，他の参加者から認識されることになるが，こうした参加者の名誉を傷つけかねない措置を確証もなくとることには問題がある。

そもそも，オークション詐欺で被害が生じるのは，その危険性の認識が困難だからである。危険性が明々白々であれば，誰も騙されない。その意味では，かすかな疑い，微々たる危険性の発見が，詐欺の防止には不可欠であり，コンピューターの自動解析によってその発見ができれば，その導入には意味があると言えるだろう。しかし，相手に危険がないと思わせることが詐欺の手口の本質であるとすれば，事前に確証を得ることは不可能と言うほかはない。確証のないままに強硬手段をとることに問題がある以上，問題のない手段を選ぶとすれば，本人宛にのみ警告を発する程度のことしかできないのではなかろうか。しかし，その実効性は疑わしい。詐欺を計画中のならず者が，単なる警告に従うとは思えないからである。

騙されてはじめてそれと気がつくというのが詐欺の特性である以上，それをあらかじめ排除しておくべきだという注意義務をインターネット・オークション事業者に課すことは，不可能を強いることになると言える。

⑶　予防的な措置

以上のように，Ｙが取引に介入したり参加者に義務を課す方法や，問題のあるオークションを排除する手段には原理的な問題があり，それを実行しなかったことに法的責任を認めることは困難と考えられる。

それに比べると，参加者に注意を促す予防的な方法は，契約上の制約もなく，低コストで実現できる手段があり得る。

出品者側に対する予防措置としては，出品者の身元を確認する方法が考えられる。問題のあるオークションを完全に排除できないとしても，心理的な抑制をもって，匿名性に由来する違法行為をある程度抑止することが期待できる。また，本件利用契約における契約当事者として，その相手方の身元を確認することは当然のことであり，上記のような契約上の制約はない。オー

クション詐欺が頻発していることを考えれば，法律上実行可能であり，一定の効果が期待できる措置はとっておくべきだと言える。したがって，古物営業法21条の２が定める，真偽を確認するための措置をとるべき努力義務は，インターネット・オークション事業者における民事責任上の注意義務としても認められると考えられる。

本件判決の事実認定によれば，Ｙは口座振替による認証，通常のクレジット・カード認証，郵送住所確認，配送本人確認といった措置を順次導入してきている。当然，これらの措置が真偽確認の精度として十分であったかが次の問題となるが*27，本件判決における努力義務は果たしているとの判断は妥当なものであったと言うべきである。

すでにＹは，コストのかかる手段に踏み込んで身元確認を実施しており，利用者にコスト負担を求めているが，このような措置は，前項で述べた本件利用契約上の権利義務に関わる問題である。さらなるコストを負担してでも，さらなる精度を求めるか否かは，参加者によって判断が分かれるところであろう。これを不十分としてＹの責任を肯定することはできないと考えられるのである*28。

次に，入札者ないし落札者に対する予防措置としては，情報提供をし，注意喚起を行う方法が考えられる。インターネット・オークション事業者が取引の「場の提供者」に過ぎないとしても，このような注意義務を肯定することには無理がない。その「場」の生じている一般的な危険性を参加者に知らしめることは，その「提供者」の義務と言える。本件システムにおいて，実

*27) 古物営業法上，盗品等の売買の防止や発見について，一定の基準に適合するインターネット・オークション事業者を認定する制度が設けられているが（同法21条の５），多数の事業者がその認定を受けているのに対し，Ｙは認定を受けていない。

*28) もっとも，Ｘらのうち，最も落札時が早い者は平成12年４月であるから，Ｘらの一部には，Ｙが平成13年に本人確認措置を開始する前に落札した者が含まれている。平成12年という時期は，まだ本件システムが無償提供されていた時期であり，なおかつ改正古物営業法によって本人確認の努力義務がＹに課される前の時期にあたるが，当時のオークション詐欺の発生状況によっては，本人確認措置が遅きに失したという判断もあり得るであろう。

際に起きたトラブル事例を紹介し，注意を喚起するためのウェブページを設けることには，さしてコストもかからないはずである。Yの注意義務として，第一審判決が唯一肯定したのは，この注意喚起の措置を講ずべき義務であったが，低コストで実現可能であり，かつ法律上の制約がない方法だったからであろう。

ただし，情報提供するにあたっては，参加者の個人情報や名誉といった法益に対する配慮が必要となる。Xらは，インターネット詐欺の被害者には出品者情報が開示されるべきだと主張しているが，個人情報保護法や契約当事者間の保護義務に基づく制約があり，この種の開示義務を注意義務の一つとして肯定することはできない考えられる。ここでの問題は，開示請求自体が認めらるべきか否かではなく，そのような制度を設けていないことが，詐欺被害における損害賠償の根拠となり得るかである。開示の可能性が心理的な抑制になり，オークション詐欺の予防効果がある，という意味での予防的措置を講じないことが，注意義務違反になるかどうかの問題と言える。しかし，法律上の制約がある中で，一般的な開示制度を設けることは困難と言わざるを得ない。また，例えば，特定のID保持者を危険な人物として公表することも，当該ID保持者の名誉に関わる問題であり，容易に実行可能な措置とは言えない。

そうしてみると，個々の参加者や個別のオークションに関する情報提供には限界があり，インターネット・オークション事業者としては，その取引の「場」に関する一般的な情報提供をするに留まざるを得ない。Yは，注意喚起のためのウェブページを設けるとともに，そこでトラブルのあった銀行口座の公表という，個別の参加者に関する情報にも踏み込んだ情報提供を行っているが，個人情報や名誉に配慮しつつ，注意喚起を行うとすれば，これが限界であろう。こうした措置をとってきたYについて，注意義務違反を認めることはできず，この点においても本判決は妥当なものだったと評価できる。

(4)　今後の対応策

以上のとおり，オークション詐欺によって被害が生じた場合において，イ

ンターネット・オークション事業者の損害賠償義務を認めることには，原理的な制約があり，被害者への補償を実現することは難しい。また，オークション詐欺自体を防止する方策についても，決定的な手段があるわけではない。前記のとおり，見せかけの安全性が詐欺の手口なのであって，その予兆を捉えることは不可能に近いからである。その意味では，本件においてＸらが主張していたように，「原則として，社会に提供されるべきではない」という考え方もあり得るのかも知れない。

しかし一方で，安価に商品を入手したり，個々人が自宅に眠っていた中古品を商品として換価したりできる機会を創設し，物品の流通のあり方に新たな可能性をもたらした功績は評価されるべきであろう。およそ完璧とは言い難く，欠陥を除去することが不可能なシステムとして受け止めつつ，その欠陥とうまく付き合って行くほかはないと思われる。

その場合，インターネット・オークション事業者の賠償義務を強化するのも一つの選択肢ではある。しかし，そのコストは，当該事業者のみではなく，利用料のかたちで利用者全体が負担することにもなる。その選択は，一部のならず者の利得，あるいは不注意な利用者の損失を，利用者全体で負担すべきか否かの選択を意味するが，果たして，多くの利用者からの支持を得られるかは疑問である。その選択を法が強要するのは妥当ではないと考える。

むしろ，取引への介入の程度，補償制度，利用料などが異なる多様なオークションシステムが提供され，利用者が安全性を重視するか，利便性と経済性を重視するかの選択ができることが望ましいと言える。また，その多様性は，一つの事業者が提供するシステムの中でも実現可能と思われる。例えば，落札後に出品者との取引に入る前に，保険料を支払い，被害に遭ったときの補償を受けられるオプションを設けることなどが考えられる。保険料の負担を回避して，ある程度安全性を犠牲にしてでも安価に商品を取得するかは利用者の選択に委ねる方式があってもよいのではないだろうか。

また，詐欺行為等を行った出品者情報を，被害者に開示する方向性も検討されるべきであろう。本来，一次的な責任を負うべき出品者に対する，被害

者による損害賠償請求を容易にできれば，利用者全体のコスト負担を軽減しつつ，補償を実現できることになるはずである。プロバイダー責任制限法4条1項は，プロバイダー等に対する発信者情報開示請求権を規定しているが，当該規定は，「情報の流通」による権利侵害に関するものであるため，オークション詐欺による被害者には適用されないと解される。インターネット・オークションを想定した立法上の手当が必要であろう[*29]。

[*29] 前掲・藤原論文33頁参照。